

法令解説

「株式の保有状況」の開示に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の解説

金融庁企画市場局企業開示課 課長補佐 鳥屋尾大介

金融庁企画市場局企業開示課 係長 山口 英輝

I はじめに

2025年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第6号。以下同令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令を「改正開示府令」という）が公布され、同日から施行された。本改正の概要は図表のとおりである¹。

また、これと併せて、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイ

ドライン）」（以下「改正開示ガイドライン」という）を改正し、同日から適用された²。

本稿では、これらの改正について、パブリックコメントに対する金融庁の考え方なども踏まえて解説する。なお、本稿において、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添えておく。

II 「株式の保有状況」の開示

企業が他社の株式を保有する場合、その保有の意義を積極的に開示することは、投資判断上有用であると考えられる。このことから、2010年3月期より、上場会社を対象として、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券

報告書等」という）において株式の保有状況の開示が導入された。その後の改正³を経て、改正開示府令の施行前における開示事項は、大要、以下のようになっている⁴。

- 投資株式⁵について、純投資目的で保有す

¹ 本改正の対象は、有価証券届出書の様式である開示府令第二号様式記載上の注意「(58) 株式の保有状況」であるが、有価証券報告書の様式である第三号様式記載上の注意「(39) 株式の保有状況」では、第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載することが求められており、今回の改正内容は、有価証券報告書についても当てはまる。この稿では、有価証券報告書における開示を念頭に解説することとする。

² 金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（政策保有株式の開示関係）」（2025年1月31日）（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250131-2/20250131-2.html>）

³ 主なものとして、保有の合理性の検証方法等の開示を求めるとともに、個別銘柄開示の対象となる政策保有株式の銘柄数を30銘柄から60銘柄に拡大するための改正が行われている。金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令』の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（2019年1月31日）（<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190131.html>）

⁴ 改正開示府令第二号様式記載上の注意(58)

⁵ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいう（改正開示府令第二号様式記載上の注意(58)）